

令和3年第3回芸西村議会「定例会」議事日程

令和3年9月9日

- 日程第1 議案第30号 芸西村個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第31号 地域改善拠点園芸農家育成施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第32号 芸西村移住促進等空き家再生住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第33号 令和2年度芸西村一般会計の決算認定について
- 日程第5 議案第34号 令和2年度芸西村住宅新築資金等特別会計の決算認定について
- 日程第6 議案第35号 令和2年度芸西村国民健康保険特別会計の決算認定について
- 日程第7 議案第36号 令和2年度芸西村介護保険事業特別会計の決算認定について
- 日程第8 議案第37号 令和2年度芸西村後期高齢者医療特別会計の決算認定について
- 日程第9 議案第38号 令和2年度芸西村簡易水道事業特別会計の決算認定について
- 日程第10 議案第39号 令和2年度芸西村下水道事業特別会計の決算認定について
- 日程第11 議案第40号 令和3年度芸西村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第41号 令和3年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第42号 令和3年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第43号 令和3年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第44号 令和3年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第45号 令和3年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第46号 令和3年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第19 閉会中の継続調査の申し出

令和3年第3回芸西村議会「定例会」議事日程

令和3年9月9日

- | | | |
|--------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第30号 | 芸西村個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第31号 | 地域改善拠点園芸農家育成施設設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第32号 | 芸西村移住促進等空き家再生住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第33号 | 令和2年度芸西村一般会計の決算認定について |
| 日程第5 | 議案第34号 | 令和2年度芸西村住宅新築資金等特別会計の決算認定について |
| 日程第6 | 議案第35号 | 令和2年度芸西村国民健康保険特別会計の決算認定について |
| 日程第7 | 議案第36号 | 令和2年度芸西村介護保険事業特別会計の決算認定について |
| 日程第8 | 議案第37号 | 令和2年度芸西村後期高齢者医療特別会計の決算認定について |
| 日程第9 | 議案第38号 | 令和2年度芸西村簡易水道事業特別会計の決算認定について |
| 日程第10 | 議案第39号 | 令和2年度芸西村下水道事業特別会計の決算認定について |
| 日程第11 | 議案第40号 | 令和3年度芸西村一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第41号 | 令和3年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第42号 | 令和3年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第43号 | 令和3年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第44号 | 令和3年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第45号 | 令和3年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 議案第46号 | 令和3年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 追加日程第1 | 議案第47号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第18 | 発議第4号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 |
| 日程第19 | | 閉会中の継続調査の申し出 |

招集年月日 令和3年9月9日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西笛 千代子	○	2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	欠	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	欠	8	松坂 充容	○	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
総務課長	都築 仁	会計管理者	恒石 浩良	健康福祉課長	山本 裕崇
産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	松本 巧	企画振興課長	池田 加奈
教育次長	佐藤 大輔				

※新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、課長級以上の出席

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和3年9月9日（木）

[9:00 開会]

《開会》

○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、令和3年第3回芸西村議会定例会第3日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

《諸般の報告》

○ 池田 廣 議長

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。4番伊藤宏君、7番小松康人君より欠席届の提出がっておりますので、欠席となっております。以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 池田 廣 議長

日程第1、議案第30号芸西村個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第30号は原案のとおり決定しました。

《日程第2》

○ 池田 廣 議長

日程第2、議案第31号地域改善拠点園芸農家育成施設設置条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第31号は原案のとおり決定しました。

《日程第3》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第3、議案第32号芸西村移住促進等空き家再生住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 議員

条例順に3点ほど質疑をいたします。まず第一に、6条2項、賃貸住宅の借り上げ期間を10年以上と改正しましたが、所有者と既に締結した賃貸契約書は、見直されるのか。

2番目といたしまして、第15条2項1号について、利用期間の合計が3年から5年を越えない限りと改正されるが、移住促進を図る趣旨から考えると利用者が10年で3組が2組と減少となります。移住促進に支障を及ぼすのではないのでしょうか。

3つ目、別表（第8条関係）についてです。改正前は、返済金算定率が9年以上10年未満が10%であったが、改正後の弁償金算定率は9年以上が10%となります。6条で10年以上となれば、既に契約を締結している所有者にとっては、不利益を被ることになるが、法令に抵触する恐れはないかをお聞きます。

○ 池田 廣 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。宮崎議員の質疑にお答えいたします。3点ほど質疑をいただきましたけれども、まず1点目、賃貸借契約は見直されるのかどうかということですが、既に締結されている賃貸借契約は、条例が改正になったとしても、現在の契約内容を変えなければならないものではありません。条例改正は契約の延長を可能とするものであるため、所有者の方に説明した上で合意が得られれば、契約を延長したいと考えております。条例が改正されたからといって、所有者の合意なく契約内容を見直すことはありません。

次に、2点目、10年で3組だったのが2組となるが、移住者促進に支障を及ぼすのではないかということですが、各地方・地域のさまざまな場所から移住者は来られるわけですが、遠方の、特に県外から移住を検討されている方にとっては、利用期間を延ばすことにより時間をかけて地域のことを知っていただけるのではないかと考えております。利用期間を3年から5年に変更することで、移住者を受け入れる住宅の組数は2組となりますが、移住促進住宅を利用し村に定着する期間を長くとることができます。また、移住促進住宅を出た後の受け皿になる住宅は村内に多くはありません。2年間ですが、延ばすことにより地域の方々と交流を深めながら、定住先としてじっくりと選んでいただけるようになることと考えております。移住促進に支障をきたすとは考えておりません。

最後に、既に契約をしている所有者にとって不利益を被ることになりはしないのかということですが、既に契約している契約書の内容については契約期間満了日の変更を想定しておりますが、その他の内容について変えることを想定しておりません。現在締結している賃貸借契約は、改正後においても有効であるため、所有者に内容を変更する意思がなければ現在の契約のとおりになります。

改正後の条例別表では、弁償金算定率が9年以上が10%となっており、10年未満の表記がなくなっておりますが、この別表は条例第8条にありますとおり、貸借契約に規定する期間が満了する前に返還を希望する場合に適用するものであるため、現在締結している契約満了日より前に返還がなければ、改修にかかった費用の弁償は発生いたしません。従いまして、既に契約を締結されている所有者の方にとっても、何ら不利益を被ることはありませんし、法令に触れることもないと考えております。以上です。

○ 池田 廣 議長

他に質疑はありませんか。

8 番松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

8番松坂です。今度の改正案は、移住促進住宅の利用期間を3年から5年に変更するということについてですが、村長行政報告では、他の自治体の運営状況について調査・研究しとあります。この間、どのような調査をし、どのような研究をしたのか、この結果なのかお尋ねします。

○ 池田 廣 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

松坂議員の質疑にお答えいたします。どのような調査・研究を行ったのかという質疑かと思いますが、今回の条例改正により住宅の利用期間を見直すにあたり、主に所有者から住宅を借り上げて貸し出す住宅の中間管理事業について、県内の自治体に聞き取りを行いました。調査した結果を、この場で市町村ごとに一件一件申し上げることは差し控えさせていただきたいと思いますが、資料が必要であれば後に提供し改めて丁寧の説明させていただきたいと思います。

県内では芸西村を含めて13の自治体が移住促進住宅として実際に運用をしており、その内10年未満の利用期間で運用しているのは3例ありました。他にも借りた住宅をお試し住宅の運用に限定しているところやこれから整備予定という自治体もありました。

調べていく中で、他の自治体はこの中間管理事業の取り組みだけではなく、他にも施設を整備するなどして移住促進に取り組んでいることが分かりました。例えば複数の世帯が入居できるアパート形式の物件を保有していたり、国営機関の官舎の払い下げを受けて改修して利用したり、県管轄の施設を利用している例などがありました。利用期間については、数カ月の利用にとどまる場所もあれば、3年や6年といったところもあり、各自治体の住宅事情により利用期間は違ってくるものであることが分かりました。

県内でも、早くから中間保有事業に着手している梶原町では、現在50戸の住宅を中間保有しており、本年度もさらに増やす予定のようで、今後も計画的に整備すると伺っております。空き家住宅の確保も比較的容易なことが背景にあるのではと感じました。梶原町は、定住を目的に移住促進住宅に住んでいただき、期間を満了しても引き続き住んでもらうことを想定し利用期間を設定しているようです。とはいえ、まだ住宅を中間保有して10年が経過しておらず、今後の運用方法の議論はこれからのようですが、貸借期間が満了すれば住宅所有者に返還する考えのようです。

以上が調査した内容になります。

○ 池田 廣 議長
8番松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

再質問を行います。利用期間の延長をね、検討していただいたことについては感謝を申し上げますが、利用期間を3年から5年に変えても、利用者はすぐに次の住宅の心配をしなけばならず、移住者にとって一番大事な住居を安定させるということでは、3年も5年も私はそんなに変わったことではないというように思います。そして、5年でまた期限が切るということは、5年後どこにでも行ってとそういうことになりませんので、移住者に冷たいことには変わりはないと私は思います。

課長が言われた調査の結果ですが、私もいろいろあちこち聞いたんですけど、もっと多くの自治体やっつけていて、そのほとんどが10年貸し出しということをやっていたはずなんです。その自治体は、やっぱりせっかく移住してきてくれた人に、その自治体ですと住んでもらいたい、定住してもらいたいという思いが自治体の考えの中にあると思いました。そういう発想の中から、3年とか5年で期限を切るという発想は出てこないのではないかと思います。私は、この事業というのは、そもそも移住してきてくれた人が、10年をかけてその地域に定住してもらいいろんな方法を考える、10年がひとくくりの事業ではないかと私は思います。なぜ当村は10年という発想が出てこないのか、村長の思いをお尋ねしたいと思います。

○ 池田 廣 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

松坂議員の再質疑にお答えしたいと思います。3年から5年になっても状況はあまり変わらないのではな

いか、10年かけるべきではないのかという趣旨の質疑やっと思えますけれども、利用期間については、中間保有した住宅をどのような方針で利用するかということになろうかと思えます。それは、各自治体でそれぞれ方針があることやと思えますけれども、芸西村の移住促進住宅の利用の方針は、当初より複数の方に利用の機会を与えたいという方針のもと運用してまいりました。移住促進住宅はあくまで定住するための仮の住まいとして位置付けております。仮に、10年間貸し出すことになれば、途中で入れ替わることのないまま1組の方が利用されることが予想され、芸西村を移住先として希望する他の方の利用の機会がなくなるのかもしれないかもしれません。新たな住宅の確保整備も容易ではありません。現在、貸していただいている所有者の方は、期間が満了すれば戻してもらい、返却後は自己で管理したい意向があるようです。

先ほども申し上げましたとおり、自治体ごとに方針はそれぞれ違います。地域が違えば環境も違い、そこに暮らす人々の考え方にも違いがあります。それぞれの地域に事情があり、自治体の方針があり、運用の仕方にそれぞれ違いがあります。

芸西村は、移住を希望する複数の方に利用する機会を与えたい方針であり、限られた期間の中で利用していただき、芸西村に定住をしていただきたいと考えております。以上です。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。松坂議員からは、移住促進住宅の利用期間についてご質疑をいただいております。先ほど来、課長が説明をしましたが、この制度のスタートは、前村長の時ですが、平成28年度に10年の仮受け期間の中で、移住希望者に3回のチャンスを設けるために3年の期間設定をしたという趣旨に、議会の皆さまのご賛同を得て条例案件をご決定をいただいた、この経過がございます。

その後、本年の3月定例会で松坂議員からご質問がありまして、少し制度発足後のリサーチが足りていなかったことの反省も踏まえまして、他市町村の取り組み状況と本村の住宅事情とを照らし合わせながら、検討をさせていただき旨の答弁をさせていただいております。

結果としまして、移住希望者の入居のチャンスは、再三申し上げておりますように、3回から2回に減りますものの、従来よりも少し時間をかけて移住先を考えていただくことになればとの思いで、今回5年に延ばした条例案を提出させていただいております。

先ほど来、課長から説明がありましたが、他の市町村の調査の結果につきましては、10年の期間設定の市町村が比較的多いですが、期間の短い自治体もございます。なかなか空き家を貸していただけないなどの住宅事情は市町村ごとに違いがありますので、10年の自治体が多いからという数字だけをもって、そのまま本村も10年という判断にはなかなかならないものと考えております。

また、移住者と申しまして、さまざまございまして、県外から来られる方もいれば、県内の方もいらっしゃいます。また、芸西村出身のUターンの方もおられますので、そうした方には村を知っていただく期間をことさら長期に設定しなくてもよい場合もございます。収集した他の市町村の情報の中には、地域に溶け込んで暮らしておられる方もいれば、反対に地域や人間関係、文化になじめず、悩みを抱えたままその期間を過ごしておられるケースなど、それぞれで複雑な問題を内包していると私はお聞きをしております。一つの決まった答えはないにしても、どのルール設定がその自治体にあっているのかは、時間をかけながら検証してみる必要があるのではないかと考えております。

それから、議員からご指摘いただいておりますように、移住と定住の考え方の違いがあると思うんですが、私が調査した限り、他の自治体の中には、本村のように移住を考えるきっかけ、チャンスを複数回設定できるような利用期間を定める移住促進という考え方の自治体もあれば、利用者とその土地のことをじっくり考えていただくというような個人の事情はともあれ初めから長期に住んでもらう、いわゆる定住促進を前面に出しているところもございます。こういうところは、他に移住希望者がいた場合に、別の物件をすぐに紹介できるような物件を比較的多く所有している傾向がございますので、自治体それぞれでこのような住宅事情も違えば、判断基準も違ってくるものと考えております。課長の答弁にありましたように、梶原町などは50戸ほど保有しておりますので、当村とはまるで桁が違うような保有件数でございますから、そのような定住促進を前面に打ち出せるものだというように考えております。

いずれにしても、どの自治体も制度を始めてから10年が到来しておりませんので、10年で運用してどうだったのか、その検証もまだできないわけです。今後も、制度として村にとりまして少しでも充実したものとなりますように、情報収集、研究は続けて参りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。

○ 池田 廣 議長

8番松坂充容君。

すまんけど、質問席でマスクをはずしてやってくれんか。 [自席にて松坂議員「〇〇〇〇」]
皆さんも一緒です。

○ 松坂 充容 議員

最後に質問します。質問。要望ですね。先ほど来から、期間を延ばしたら移住者が減る、3組が2組になるとか、チャンスが減るとかということが言われておりますが、今までのやり方では、その入ってくるプラスだけのことを言ってる話で、出ていくマイナスの人のことはあまり触れていないということなので、そのことを考えれば5年にしようが、10年にしようが、それはそんなに変わるものではないと私は思います。

先ほども梶原町の例が出されております。梶原町の条例というかホームページを見ますと、梶原町ではこの住宅のことを移住定住促進住宅と呼んでいるように思います。当村では、条例にありますように、移住促進住宅ということになっております。

やっぱり当村に置いては、定住を促進するという発想がそもそもないのではないかという思いが、私はいろいろ考えておって感じました。どこがいいのか町村の状況によるということですが、いろいろ研究してもらいたいということを述べて質疑を終わります。

○ 池田 廣 議長

他に質疑はありませんか。

暫時休憩します。

○ 池田 廣 議長

引き続き、会議を開きます。

他に質疑はありませんか。他に質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第32号は原案のとおり決定しました。

《日程第4》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第4、議案第33号令和2年度芸西村一般会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

おはようございます。2番の岡村俊彰です。議案第33号について質疑します。令和2年度一般会計決算認定の5款30項5目の入湯税が約1000万円の減、20款5項5目のゴルフ場利用税交付金が約700万円の減と、それぞれが昨年度より大幅な減額となっています。この二つの税収は、当村にとっては貴重な一般財源だと思っておりますが、それぞれの減額理由をお伺いします。

○ 池田 廣 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。岡村議員の質疑にお答えしたいと思います。ゴルフ場利用税につきましては、主管する県のほうで確認させていただきましたところ、令和元年度のゴルフ場利用税における課税利用者数が、県全体の12施設で、約35万6000人、利用税は2億2680万円、令和2年度は県全体で約33万6000人、利用税は2億1120万円で、前年度比6、7%減ということです。

当村に関係のあります黒潮カントリークラブ、土佐カントリークラブにおいても利用者は減少していると聞いており、芸西村への元年度のゴルフ場利用税交付金は約3584万円、2年度は約2890万円で、マイナス690万円で2割ほど減収となっております。

また、入湯税につきましては、元年度と2年度を比較すると、税額で1570万円から510万円へと入湯税課税対象人数も同様ですが、約3分の1ほどに減少しております。主な原因として考えられるのは、新型コロナウイルス感染による、外出の自粛や緊急事態宣言の発令された首都圏や関西圏からの利用者が減ったこと、また施設の一時休業などが上げられると思います。

なお、入湯税につきましては、昨年8月に条例改正を行い、入湯税の課税免除に「日帰りで入浴する者」と「学校教育上の見地から行われる行事の場合において入浴する者」を追加しておりますので、その影響も多少はあると思われまます。以上です。

○ 池田 廣 議長
2番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

再質疑します。いまだに終息が見通せないこの長いコロナ禍で、それぞれの事業者は非常に厳しい状態の中での運営だと思います。先ほども述べましたが、当村にとっては貴重な一般財源であるそれぞれの税収を現在の右肩下がりから、コロナ禍が一定の見通しがたてば、以前の水準に戻せるように行政として何らかの施策を講じるのも必要でないかと思いますが、改めまして、村長の見解をお伺いします。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

岡村俊彰議員からは、ゴルフ場利用税と入湯税につきまして質疑をいただきました。先ほど担当課長からは、本村の現状について簡単ではありましたが、ご説明をさせていただきました。まず、ゴルフ場利用税の交付金は、本村の歳入の中で、地方税に占めるゴルフ場利用税の割合というものが、全国の市町村の中でも5本の指に入るほど高いものでありまして、本村にとりましては大変貴重な財源でございます。

一方で、国におきましては、都市部の国会議員を中心に、この税を廃止しようではないかというような議論が毎年のように行われておりまして、本村も「ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟」に加入をして、存続の要請活動を毎年行っておりまして、黒潮カントリークラブも税を堅持する経営方針をお持ちになって、我々と共同歩調で取り組んでいただいております。

この度のコロナ禍において、全国のゴルフ場が大きなダメージを受けておりますけれども、利用者回復につながる抜本的な補助メニューがありませんで、感染症対策の交付金を利用した料金や、食事代の割引等による支援策にとどまっているのが現状でございます。

そこで本村では、日ごろから経営改善に向けまして、黒潮カントリークラブ等との意見交換は行っておりまして、例えば閑散期を利用して有名大学の合宿を誘致するために、何らかの県や村での補助制度が創設できないかどうか、あるいは、ふるさと納税の話題づくりとしてゴルフ場貸し切り返礼品プランの考案など、実現までにはなかなかハードルが高いものがございますが、他にも多くの提案について今協議を重ねており

ます。

一方、ロイヤルホテル土佐につきましては、昨年度は、新型コロナの臨時交付金を活用しまして、急激に落ち込んだ宿泊業への支援として、芸西村観光活性化支援事業に取り組みました。この事業は、ゴルフ場に対しても同様の支援を行いました。また、「大規模宿泊事業者・事業継続支援補助金」を活用しまして、1階カフェとショッピングプラザの改修などを行っておりまして、コロナ禍にはありますが、来客増に向けた取り組みを進めております。また、ホテルでは、自らがサトウキビの栽培を手掛けておりまして、黒糖の製造やそれを原材料とした独自商品の開発にも大変積極的に取り組んでおられまして、ふるさと納税のラインナップも含めまして、担当課とも頻繁に意見交換を行わせていただいております。いずれにしましても、新型コロナの感染状況が落ち着きまして、行動制限の緩和が行われませんことには、宿泊客の増加が見込めませんので、必然的に入湯税の好転にはつながってまいりませんが、村内における観光の拠点、そうして就労場所の確保の観点からも、黒潮カントリークラブやロイヤルホテル土佐は大変ありがたく、非常に重要な存在でありますので、県内の感染状況の動向を見ながら、可能な限りの支援策などを実施できますように、意見交換を重ねて準備をしてみたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

○ 池田 廣 議長

他に質疑はありませんか。

1 番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

おはようございます。1 番西笛千代子です。議案第 33 号について、質疑させていただきます。令和 2 年度芸西村一般会計の決算認定の歳出の部で、35 款 10 項 10 目道路新設改良費の道路改良した場所と、どのような改良をしたのかをお伺いいたします。

○ 池田 廣 議長

松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

おはようございます。西笛議員の質疑にお答えをいたします。道路新設改良費の工事請負の主要な事業内容についてご説明をさせていただきます。

まず、入野 4 号線の拡幅工事。これは和食の北芝の分譲用地造成地への北側の国体道からの進入路となる入野 4 号線の拡幅です。事業費が 1390 万円。

それから次に、吉野線の法面改修工事。これは和食城本地区を抜けまして、桜ヶ丘公園上り口から津野地区へ向かう村道斜面への落石防護ネットの設置工事になります。こちらが 1170 万円。

次に、橋ノ本線の路側改修工事。これは役場通りの国道出口部分から西へ流れております江渡川沿いの村道橋ノ本線の路側へのブロック積みの擁壁の改修工事になります。こちらが 2000 万円。

次に、東井ノ本線の新設工事。これは西分の下水道浄化センター南側の長谷川沿いに既設の橋を渡らずに主要道路であります村道桜ヶ池線に接続する分の道路の新設になります。こちらが 2780 万円。

後、橋梁の補修補強工事がありまして、これは定期点検をもとに道路橋の補修が必要な所、補強が必要な所に対しまして、各年度で事業を行っております。令和 2 年度につきましては、六つの橋で工事を行っております。こちらの事業費が約 4100 万円。

後、その他軽微な改良工事といたしまして、側溝への蓋掛けでありますとか、排水路の新設工事がありまして、これが約 280 万円。

以上が道路新設改良事業の主な内容になります。

○ 池田 廣 議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 33 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 33 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 5》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 5、議案第 34 号令和 2 年度芸西村住宅新築資金等特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 34 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 34 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 6》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 6、議案第 35 号令和 2 年度芸西村国民健康保険特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 35 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 35 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 7》

○ 池田 廣 議長

日程第 7、議案第 36 号令和 2 年度芸西村介護保険事業特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 36 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 36 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 8》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 8、議案第 37 号令和 2 年度芸西村後期高齢者医療特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 37 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 37 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 9》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 9、議案第 38 号令和 2 年度芸西村簡易水道事業特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 38 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 38 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 10》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 10、議案第 39 号令和 2 年度芸西村下水道事業特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 39 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 39 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 11》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 11、議案第 40 号令和 3 年度芸西村一般会計補正予算(第 2 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 40 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。
従って、議案第 40 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 12》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 12、議案第 41 号令和 3 年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 41 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 41 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 13》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 13、議案第 42 号令和 3 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 42 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 42 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 14》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 14、議案第 43 号令和 3 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 43 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 43 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 15》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 15、議案第 44 号令和 3 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 44 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 44 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 16》

○ 池田 廣 議長

続きまして、日程第 16、議案第 45 号令和 3 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 45 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 45 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 17》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 17、議案第 46 号令和 3 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 46 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 46 号は原案のとおり決定しました。

○ 池田 廣 議長

お諮りします。ただいま村長から議案第 47 号工事請負契約の締結について、追加提案したいとの申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。 〔「異議なし」の声〕
異議なしと認めます。
議案第 47 号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。
暫時、休憩します。 〔事務局：追加日程の配付〕

〔休憩 9:53〕

○ 池田 廣 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。 〔再開 9:54〕

《追加日程第1》

○ 池田 廣 議長

追加日程第1、議案第47号工事請負契約の締結についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第47号工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事の請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものです。

1 契約の目的、令和3年度地域農業水利施設ストックマネジメント事業千原排水機場電機設備更新工事。
2 契約の方法、指名競争入札による契約。3 契約金額、7590万円。4 契約の相手方、高知市新井田1620の2番地、黒潮電機株式会社 代表取締役社長 北川雅規。別紙資料についての説明は省略します。以上です。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第47号は原案のとおり決定しました。

《日程第18》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第18、発議第4号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。5番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

5番仙頭です。読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来を

もって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、他関係各大臣です。よろしくお願いいたします。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、発議第4号は原案のとおり決定しました。

《日程第19》

○ 池田 廣 議長

日程第19、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]

ご異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉会》

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定によりまして、令和3年第3回芸西村議会定例会を閉会します。

[10:03 閉会]